



剣淵町中小企業等UIJターン者就業奨励金

剣淵町で働くあなたに 最大48万円の奨励金を 支給します。

対象条件

- ▶ 町外に1年以上居住し、剣淵町に移住した方
〔町内在住新規学卒者がおおむね1年以内に就業した場合を含む。〕
- ▶ 就業時の年齢が満45歳以下で、3年以上の就業が見込まれること

支給期間

就業または移住の月から **2年間**
奨励金の支給は基本
4月と10月の年2回です。

申請・お問い合わせ

剣淵町役場
町づくり観光課企画商工観光グループ

TEL:0165-26-9022(直通)

※平成32年3月31日までの事業なので
お早目に!! 分からないことは気軽に
相談してください!!

剣淵町で働く
あなたを
応援します!!

